

障害児福祉手当について

精神又は身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障がいの状態にある在宅の20歳未満の人に対して支給されます。

障がいのある人が身体障害者手帳や療育手帳を所持していない場合でも、状態によっては支給できることがあります。**参考** 政令で定める障がいの状態（別紙）

● 手当額

月額 16,560円（令和8年4月分から）

※ 手当は、2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分が支給されます。

※ 所得による支給制限があります。

※ また、支給決定となった場合、請求日の翌月分から支給されます。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	受給者本人 (対象児童)	配偶者・扶養義務者 (父母など)
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
1人増	380,000円	213,000円

● 受給資格喪失要件

(1) 施設等に入所している人

(2) 障がいを事由とする年金を受給している人

● 受給資格認定請求に必要な書類

① 認定請求書（所定）

② 認定診断書（所定）※医師による診断が必要です。

③ 所得状況届（所定）

④ 口座振替依頼書（所定）※ 振込先は請求者（障がいのある人）のみ

⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（持っている人）

● 申請後の流れ

申請後、判定医へ判定依頼を行うことがありますので、約1か月後に結果を郵送でお知らせします。診断書の記載漏れなどにより診断書作成医への照会が必要となった場合は、さらに時間がかかる場合があります。

(裏面)

● 政令に定める障害の程度

【障害認定基準】		
障害児福祉手当		政令別表第1のうち一つに該当
特別障害者手当	単一障害	政令別表第1の8号(内部・その他障害)に該当し、かつ③「安静度表」が1 政令別表第1の9号(精神障害)に該当し、かつ②「日常生活能力判定表」が14点以上 政令別表第2の3～5号(肢体不自由)の一つに該当し、かつ①「日常生活動作評価表」が 10点以上
	重複障害	政令別表第2のうち二つに該当
	三重障害	政令別表第2のうち一つに該当し、かつ「認定基準」表の二つに該当
【政令別表第3】		
第1号 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が主動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視 標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 第2号 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 第3号 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの 第4号 そしゃく機能を失ったもの 第5号 音声又は言語機能を失ったもの 第6号 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 第7号 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢のすべての指を欠くもの若しくは1上肢のすべての指の機能を全 廃したもの 第8号 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 第9号 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 第10号 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認め られる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 第11号 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		